

【報告第4号】 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))

専決第4号(令和3年2月24日専決)

- 学校給食費を納入しない長期滞納世帯12件に対して、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、相手方1件から督促異議申立てが行われたことにより、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続へ移行したもの
- 請求の内容
 - ・未払給食費の支払
 - ・訴訟費用の支払